

## (案)

## 北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議 設置要綱

## (目的)

第1条 若者や女性、非正規雇用労働者をはじめとする北海道で働く全ての人々の労働環境や処遇の改善等に向け、働き方改革による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)や女性の活躍推進を含めた雇用環境改善に対する取組の気運の醸成を図るため、「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

## (組織)

第2条 推進会議は、別紙のとおり、使用者団体、労働組合、地方公共団体、国の各員をもって構成する。

2. 推進会議の座長は北海道労働局長とする。
3. 座長は、議事その他の会務を総括する。
4. 座長は、必要に応じ推進会議を招集する。

## (活動事項)

第3条 推進会議は目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 長時間労働削減・年次有給休暇取得促進等の働き方の見直しに関すること
- (2) 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善推進に関すること
- (3) 女性の活躍推進に関すること
- (4) 魅力ある雇用機会の創出に関すること
- (5) その他の第1条の目的に資する事項

## (事務局)

第4条 推進会議の運営に関する事務は、北海道労働局が行うものとする。

## (その他)

第5条 これに定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附則) この規約は、平成27年12月24日から施行する。

( 別紙 )

## 北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議構成員

(敬称略)

| No | 区分     | 名称                    | 役職     | 氏名     | 備考 |
|----|--------|-----------------------|--------|--------|----|
| 1  | 使用者団体  | 北海道経済連合会              | 会長     | 大内 全   |    |
| 2  |        | 一般社団法人<br>北海道商工会議所連合会 | 会頭     | 高向 巖   |    |
| 3  |        | 北海道商工会連合会             | 会長     | 荒尾 孝司  |    |
| 4  |        | 北海道中小企業団体中央会          | 会長     | 尾池 一仁  |    |
| 5  | 労働組合   | 日本労働組合総連合会<br>北海道連合会  | 会長     | 出村 良平  |    |
| 6  | 地方公共団体 | 北海道                   | 知事     | 高橋 はるみ |    |
| 7  |        | 札幌市                   | 市長     | 秋元 克広  |    |
| 8  | 国      | 経済産業省北海道経済産業局         | 局長     | 秋庭 英人  |    |
| 9  |        | 厚生労働省北海道労働局           | 労働局長   | 田中 敏章  | 座長 |
| 10 |        |                       | 総務部長   | 松淵 厚樹  |    |
| 11 |        |                       | 労働基準部長 | 庭山 佳宏  |    |
| 12 |        |                       | 職業安定部長 | 中村 正子  |    |
| 13 |        |                       | 雇用均等室長 | 本間 玲子  |    |